

画論概要の順に講じたことがわかる。

### ① 『校友会雑誌』

校友会機関誌『錦巷雜綴』は岡倉校長時代の終焉とともに廃刊となり、明治三十二年十一月九日に至り本誌が創刊された。編輯兼発行代表人は前波覚次郎。第三号（三十三年八月二十三日）より平子尚（鐸嶺）がこれに代わり、最終第五号（三十四年四月三日）まで鋭意編集に努め、また自ら論説を登載している。

### ② 丹青会

明治三十二年十一月、本校卒業生有志は日本美術院・日本絵画協会とは別途に日本画の発展を図るため丹青会を組織した。同会発足に関する記事が『校友会雑誌』第二号に次のように掲載されている。

丹青會 本會は當年十一月を以て其組織なり専ら日本畫會<sup>〔界カ〕</sup>の發達を期し翌四月公會を催す由 今本會規則を得たれば左に掲げむ

#### 丹青會趣旨

本會は東京美術學校關係者の作品を一堂に蒐て公衆の縦覽に供し以て社會の品評を求め各自の技能を競べ本邦繪畫の發達を期せんとす 故に本會は形式に流れ情弊に陥る恐れあるべき審査授賞を行はずたゞ相互批評して以て研鑽に資するのみ 此れ本會の他と趣を異にする所也 今左に本會の規程を掲げ同窓諸君の協贊を望み併せて出品に吝ならざらむことを冀ふ

發起人 嶋田友春 大村西崖

溝口宗文 本多天城

天草神來 中村如等

結城素明 高橋烏谷

岡田秋嶺 山崎香雲

大森敬堂 加藤南涯

河邊正夫 建部香湯

筆谷等觀 前波鶴年

#### 丹青會規程

第一條 本會の目的は相互協力して我國繪畫の發達を圖るにあり

第二條 本會事務所は

〔空白〕

第三條 本會は別に役員を設けず發起人一同其任に當る

第四條 毎年春秋の二回展覽會を開き普く公衆の縦覽に供す

第五條 本會の出品は日本繪畫に限る

〔第六條欠損〕

第七條 出品は東京美術學校關係者に限る

第八條 出品は鑑査の上陳列せざることあるべし

第九條 本會に出品せんとするものは本會にて定むる所の雛形に倣ひて目錄を製し出品物に添付し本會事務所へ宛て差出すべし

第十條 出品は陳列に適當なる裝飾を要す

但し地方出品にして運搬不便のものは依頼により本會に於て之を引受け装置すと雖ども其費用は左の規定に

依り出品物と同時に郵便爲換（下谷局宛）を以て納付  
あるべし

幅二尺五寸未滿

金三拾錢

幅二尺五寸以上三尺未滿

金四拾錢

幅三尺以上五尺未滿

金六拾錢

幅五尺以上

金壹圓五拾錢

第十一條

出品は目錄に照し預り證を交付すべし

第十二條

出品に解説を要すべきものは之を添付すべし

第十三條

出品の陳列場は出品人の選定を許す

第十四條

出品は開會中持出すことを許さず

第十五條

出品賣約の時は約定金として賣價の三割を領收し閉會  
後三日以内に授受の手續を了すべし

第十六條

出品賣約済の時は出品人より其一割を本會に納付する  
ものとす

第十七條

賣約済の代價は本會の通知に従ひ出品預り證と引替に  
相渡すべし

第十八條

出品は可成鄭重に保管すと雖ども天災若くは避くべか  
らざる損害は本會其責に任せず

第十九條

出品は閉會后三日以内に本會事務所に於て預り證と引  
替に返付すべし

第二十條

本會の入場料は出品人の外一人に付金五錢を領收し滿  
五ヶ年以下の者は之を要せず

一、第一回展覽會を明治三十三年五月七日より開き同月三十日

閉じ

一、會場は上野公園舊博覽會五號館を以てこれにあつ  
一、出品は明治三十三年四月廿五日を以て期限と定む

第一回展は翌三十三年五月、右規則どおりの日程・會場で開かれ  
た。同年五月九日付『中央新聞』はそのメンバーについて、「東京  
美術學校の本多天城、島田友春、結城素明、大森敬堂、前波鶴年諸  
氏に依て組織され萬事は同校幹事大村西崖氏之を經紀する筈にて」



『丹青新作』より 表紙



本多天城筆 晁山華嚴繪

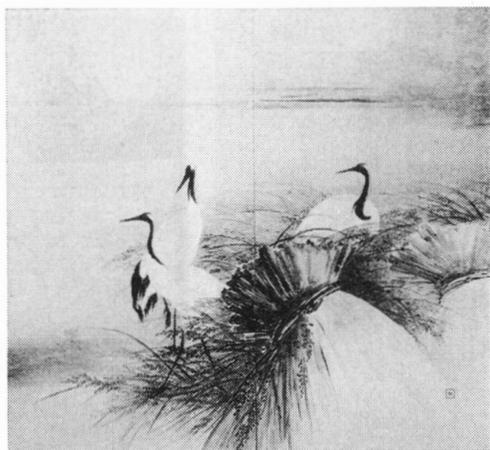


島田友春筆 李白



天草神來筆 寂寞

と報じており、西崖が深く関与していたことがわかる。ただ、当時は本校には幹事という役職は無く、西崖は嘱託教員兼教務、庶務掛主務であったが、彼の本校における地位、権限が自ずとそうした誤記を生じさせたものと思われる。その西崖が、『東京日々新聞』（明治三十三年五月二十七日、二十九日、三十日）に「無名子」の筆名で第一回展の評を書いており、それによると同会は無声会のようにある主義を以て生れたものではなく、既存の諸会の情実を嫌う青年日



中村如等筆 豊穰

本画家たちの平等な発表機関として起こったもので、会場は「無聲會自然派の驍將結城素明の作もあれば、大分美術院の朦朧體にかぶれた作もあり、雑然としてたゞ澤山陳列されて居る。」という状態であったが、一面から見れば、それは「天草神來、本多天城以下此の一派の有望なる青年作者の作を心地好く出して見せる舞臺」を作る必要から生まれたものであった。西崖は出品作全体については「前の時代の美術學校の會であった其比の繪畫協會に比べると、穢畫のなくなつたゞけが善くなつて居る。」「この風が一層進歩して美術院かぶれが此會になくなつたならば、古い諸會よりも望みがあるだらふ。」と言い、写生的傾向の萌芽がみられるとしてその点を高く評価している。しかし、個々の作品については「丹青會の作品には誠に佳作が少い。」と失望の色を露わにしている。各紙の記事に

よれば凡そ次のような作品が出品されたことがわかる。

川端玉章「後赤壁」「瀑布」「雨後山水」「女三の宮」、山名寛義  
「菊藤」「児島高德」、荒木寛畝「鶏」「豆州戸田真景」、天草神来  
「大阪夏陣」「雨中の竹」「鯉魚」「水邨」「曉霧」「田舎村婦」「舟  
遊」、本多天城「蓬萊山」「桜」、岡田秋嶺「秋景山水」、鷹田其石  
「日の出に霧中若松」「高士」「読経」「松林山水」、前波鶴年(寛  
次郎)「雨後の月」「箱根八景」「野犬」「梅林」「初春」「兆殿司」  
その他、高橋烏谷(勇)「雨中山水」、島田友春「張果老」、田中  
和一(春岱)「春の海」、山本光汀(昌)「夕陽」「聚雨」、有馬龍  
秀「春」「郊外」、高橋岱峯(来平)「社頭春色」「秋の雨」、豊岡  
東江(保太郎)「春郊」、渡辺吉太郎「春駒」、渡辺香涯「野趣」、  
結城素明「わか葉」、中村如等(端三)「秋景」、村崎雅章(政昶)、  
「春駒」「兵衛佐局」、野口駿尾「猫」、西原雅風「西湖」、平井芳  
亭(富夫)「入相」「收穫」、藤井紫水(豊)「夏草」「母子」、田  
中桐山「源語櫛の巻図」

### ⑬ 彫塑会

十二月、本校彫刻科卒業生有志による彫塑会が結成された。塑造  
科設置を背景に、率先して彫刻革新の道を歩もうとする人々の集ま  
りであった。その主旨と規則は『校友会雑誌』第二号に次のように  
記されている。

#### 彫塑會主旨

藝苑の進運は今將に過度推移の時代〔渡〕にあり 舊様の典型漸く破れ

んとし因襲の弊風將た改めざるべからず 此時に方りて斬新正法  
の製作未分進運〔未だ十分カ〕に契合する者の出するなく嚴正純潔の會合尙斯界  
を提醒するに足るものを生ぜず 藝術に忠にして精進に志あるも  
の誰か之を嘆せざらんや 念ふにこれ天下の憂に先たちて憂ふる  
ものにして卒先手をこの改進の事に着けんは固より冒難多難の業  
に屬す これその先進老境の諸家に待つべからざる所以なり 少  
壯氣銳の作家蓋ぞ共に力をこゝに致さざる 彫塑會はこの志に依  
りて成れるものなり 明治三十三年五月を期して列觀場を東臺に  
開き以てこの大業の第一着手となさむとす 彼の明黨比周の義に  
至りては絶へて存ずるところに非ず 亦彼の病弊の原となるべき  
形式の賞撰を行ふことなり〔し〕 有爲の作家其れたゞ作品を出して世  
に示すに吝ならざれ

明治三十二年十二月一日

委員 渡邊 長男

石井徳千代

阿部 光治

山田 政治

青木 外吉

木保義太郎

新免教太郎

高村光太郎

細谷 三郎

堀川 鼎

#### 展覽會假規則

第一條 明治三十三年五月十日より廿三日迄二週間上野公園五號